

議案第9号

葛飾区基本構想

上記の議案を提出する。

令和3年2月16日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

葛飾区基本構想を改定する必要があるので、葛飾区基本構想の議会の議決に関する条例の規定に基づき、本案を提出いたします。

葛飾区基本構想

葛飾区基本構想を別紙のとおり改定する。

葛飾区基本構想

葛 飾 区

目 次

第1章 基本構想の基本的な考え方	1
第2章 基本構想の理念	2
第3章 本区の将来像	3
第4章 基本的な方向性	
1 いつまでもいきいきと幸せに暮らせる、安全・安心なまち	4
2 子どもが元気に育ち、誰もが生涯にわたって成長し活躍できるまち	6
3 人や自然にやさしく、誰もが快適に暮らせる美しいまち	8
4 葛飾らしい文化や産業が輝く、笑顔とにぎわいあふれるまち	10
5 先進技術を最大限に活用し、洗練された質の高い生活を送れるまち	12
第5章 基本構想を実現するために	13

第1章 基本構想の基本的な考え方

1 基本構想の役割

基本構想は、本区の置かれている自然的、歴史的、社会的な諸条件を考慮し、長期的展望に立って将来における望ましい姿を描き、それを実現するための基本的な方向を示すものです。

また、基本構想は、まちづくりに当たって、葛飾区の地域に関わる全てのもものが協力してその実現に努めるべき目標であり、本区の計画的行政運営の指針としての役割はもちろん、区民、国、他の行政機関が尊重すべき指針としての役割をもつものです。

2 基本構想の前提

(1) 対象区域

葛飾区全域を対象とします。また、区民の生活圏は行政圏域を越えて広域化していることから、本区を取り巻く周辺諸都市の状況についても十分配慮します。

(2) 区民

この基本構想において「区民」とは、本区に居住する者をはじめ、本区内で働き、活動する者、事業者、団体など本区に関係するものを広く含むものとします。

(3) 将来人口

本区の令和32年の人口については、次のとおりであると推計します。

	令和32年	参考：令和2年
総人口	約43.7万人	463,837人
年少人口（0～14歳）	約4.6万人（約11%）	53,198人（約11%）
生産年齢人口（15～64歳）	約26万人（約59%）	296,375人（約64%）
老年人口（65歳以上）	約13.1万人（約30%）	114,264人（約25%）
外国人人口	約4.1万人（約9%）	22,136人（約5%）

注 令和2年は、令和2年12月現在の住民基本台帳による人口

第2章 基本構想の理念

人口減少や少子高齢化の進展が見込まれる中、本区が将来にわたって豊かな地域社会を構築していくため、次の3点を区政運営の根本を貫く考え方とし、基本構想の理念とします。

1 人権・平和・多様性の尊重

全ての人々は、平和な社会の中で、安全で健康な生活を営み、個性を尊重され、誰もが持てる能力を十分に発揮し、その人らしい人生を全うする自由と平等を保障されなければなりません。

そのために、全ての人々が、平和を尊び、多様性を尊重することが個人にとっても組織や社会にとっても能力の発揮や価値の創造において重要であると認識し、互いの人権と個性を尊重し、協力し合い、支え合う、多様な可能性が開花する豊かな地域社会を構築していきます。

2 持続的な発展

本区が将来にわたって繁栄していくためには、年齢構成のバランスを取りながら人口総数を維持していくとともに、経済・社会・環境の統合的な向上を図っていかねばなりません。

経済的な豊かさに加え、心の豊かさや生活の質の面からも持続的な進化・発展を追求し、誰もが幸福を実感しながら安全・安心・快適に暮らし続けられる、真に豊かな地域社会を構築していきます。

3 協働によるまちづくり

地域の人々の発意と活力に満ちた地域社会を構築していくためには、そこに住み、働き、学び、憩う全ての人々が、まちづくりの主役として、共に取り組んで行かなければなりません。

地域に集う多様な主体が、互いの信頼と尊重の下、共に区の未来を考え、それぞれの得意とするところを活かしながら協働してまちづくりを進めていくことで、豊かな地域社会を構築していきます。

第3章 本区の将来像

今後、本区がまちづくりを進めるに当たっての長期的な目標である将来像を次のとおり定めます。

河川、美しい花や緑に囲まれた自然環境、思いやりの心あふれる人情に支えられた人と人とのつながり、地域、文化、産業などの本区の特性を磨き上げ、輝かせながら、誰もが生涯にわたって安全・安心・快適に、自分らしく暮らし続けられるまち「葛飾」を実現します。

この将来像の実現に向け、将来にわたり、区民と区、国、関係する行政機関とが協働して取り組みます。

みんなでつくる、水と緑と人情が輝く 暮らしやすいまち・葛飾

第4章 基本的な方向性

将来像を実現するため、次の5点を基本的な方向性として定め、区民と区、国、関係する行政機関とが協働して取り組みます。

1 いつまでもいきいきと幸せに暮らせる、安全・安心なまち

地震、水害等の自然災害や、犯罪、事故、感染症拡大等の危険のない安全なまちであること、また、生涯にわたって健やかに自らの望む生活を安心して送れることは、そこに暮らす全ての人々の幸福の礎となります。

共に協力し合い、支え合いながら、誰もが生涯にわたり、安全・安心に、かつ幸せに暮らせるまちを目指します。

(1) いつまでも安全に暮らし続けられるまち

災害、犯罪、事故、感染症などのあらゆる危機から生命と財産が守られるよう、「自分の身は自分で守る」という意識の下、自助・共助・公助の取組を進めて防災力を向上し、いつまでも安全に暮らし続けられるまちをつくります。

- 災害時の被害を最小限に食い止める事前復興と減災の視点から、災害に強い市街地の形成を促進します。また、日頃から災害に備えて強固な防災体制を築くことで、誰もがいつまでも安全に暮らし続けられるまちをつくります。
- 地域の人々が一体となって防犯活動を展開するとともに、区民が、賢く、自立した消費者として生活できる環境を整備し、犯罪がなく、安全に暮らせるまちをつくります。
- 自転車や歩行者の交通環境の整備や交通安全に対する意識の醸成を図り、子どもから高齢者まで誰もが事故なく安全に生活できるまちをつくります。
- 食品の安全体制を確立するとともに、医療提供体制の整備や感染症の予防と拡大防止に向けた対策を講じ、衛生的で安全な生活を送れるまちをつくります。

(2) いつまでもいきいきと健やかに暮らせる安心なまち

生涯を通じていきいきと健やかに暮らせる環境と、支援を必要とする方や家族を地域で包括的に支える環境を整備し、誰もが、住み慣れた地域で支え合いながら、安心して暮らし続けられるまちをつくりまします。

- 区民の健康への意識を高めながら、区民一人一人が、それぞれの年代や状況に合わせて主体的に心と体の健康づくりやスポーツに親しめる環境を充実し、生涯にわたり健康に安心して暮らせるまちをつくりまします。
- 疾病の早期発見、治療、リハビリテーションから在宅医療に至るまで、必要な時に必要な医療を受けられるまちをつくりまします。
- 高齢者が自分らしくいきいきと過ごせる環境をつくるとともに、介護が必要となっても、地域の中で見守られ、互いに支え合いながら、安心して暮らせるまちをつくりまします。
- 障害のある方もない方も、誰もが自らの可能性を十分に発揮しながら社会参加でき、共に働き、共に生活し続けられるまちをつくりまします。
- 発達の遅れや障害のある方が、一人一人の状況やライフステージに応じた適切な支援を受け、自分らしく生活できるまちをつくりまします。
- 生活に困窮する区民が、自らの能力を十分に活用しながら生活の安定と向上を図れるよう支援し、自立した生活を送れるまちをつくりまします。

2 子どもが元気に育ち、誰もが生涯にわたって成長し活躍できるまち

まちの活力を生み出す源泉は、「人」です。本区が持続的に発展していくためには、その地域に関わる「人」の力が最大限に発揮されることが大切です。

安心して子どもを産み育てられる環境や、子どもたちが心豊かにたくましく成長できる教育環境を充実させるとともに、人生100年時代を見据え、誰もが生涯を通じて、学び、成長し、活躍し続けられる「人が育つまち葛飾」を実現します。

(1) 安心して子どもを産み育てられ、子どもが元気に成長できるまち

地域全体で家庭や子どもを見守り、支え合いながら、誰もが安心して子どもを産み育てられ、子どもが元気に成長できるまちをつくりまします。

- 妊娠・出産、子育てに係る切れ目ない支援を行うとともに、多様な保育需要に合わせた質の高い保育サービスを提供することで、誰もが安心して子どもを産み育てられ、子どもが元気に育つまちをつくりまします。
- 子どもを守り、子どもの最善の利益を確保できるように、また、困難を抱える子ども・若者に支援が届くように、地域全体で家庭や子どもを見守り、支えるまちをつくりまします。
- 学校・家庭・地域などが連携し、子どもの多様な体験や世代を超えた交流を促進することで、社会全体で子どもの成長や自立を支え合うまちをつくりまします。
- 青少年が地域活動に参画し、地域に暮らす一員として健全に成長できるまちをつくりまします。

(2) 夢や希望を胸に、子どもたちがたくましく成長し、活躍できるまち

子どもたちが葛飾に住む誇りと自信を胸に、自らの夢や希望を実現し、地域の担い手としても活躍できるまちをつくりまします。

- 明日の葛飾を担う子どもたちが、変化の激しい社会でたくましく成長して自らの夢や希望を実現できるよう、「知・徳・体」の調和のとれた「人間力」を養うまちをつくりまします。
- グローバル社会を生き抜く国際感覚、深い学びや文化・芸術に触れる経験の中で培われる資質・能力、豊かな人間性・人格、スポーツに親しみながら健康に生きる力を育む、質の高い教育を受けられるまちをつくりまします。
- 乳幼児期から青年期に至るまでの教育支援体制を整備し、多様な学習環境が充実したまちをつくりまします。
- 学校生活上の困難を有する子どもの状況に応じた支援・指導体制を整備することで、全ての子どもが楽しく充実した学校生活を送り、安心して学習に取り組めるまちをつくりまします。
- 経済的な困難を有する子どもの将来の進路選択の幅を広げられるよう支援し、自立した大人に成長できるまちをつくりまします。
- 学びの出発点となる家庭教育を支援し、子どもがより良く生きていくための基本的な生活習慣や基礎的な社会ルールを身に付け、健全に成長できるまちをつくりまします。

(3) 生涯にわたって学び、充実した活動ができるまち

誰もが生涯にわたって、学び、文化・芸術、スポーツなどを楽しみながら、いきいきと活動し、心豊かな人生を送れるまちをつくりまします。

- 多様な学びの場や機会を充実させるとともに、学んだ内容を地域に活かす学びの循環を促進し、区民が生涯にわたって自己の個性と能力を磨き、いきいきと活躍できるまちをつくりまします。
- 誰もが快適に図書サービスを利用できる環境を整備し、区民が集い、学び、交流し、個人や地域の課題解決など様々な活動に取り組める知的創造活動の拠点として図書館を充実させ、心豊かに暮らせるまちをつくりまします。
- いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、区民一人一人の体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、安全・安心にスポーツに親しめる環境を充実し、スポーツを通じた交流を深めつつ、いきいきと健やかに暮らせるまちをつくりまします。

3 人や自然にやさしく、誰もが快適に暮らせる美しいまち

心安らぎ、快適な空間の中で、自分らしく充実した生活を送ることは、そこに暮らす全ての人々の願いです。

本区の特性である河川や自然豊かな環境を活かしながら美しい都市環境を創造するとともに、良好な住環境や利便性の高い交通環境が整備された、人や自然にやさしく、誰もが快適に暮らせるまちを目指します。

(1) 人にやさしく、誰もが自分らしく暮らせるまち

誰もが、思いやりの心を持って互いの個性や文化の違いを認め合い、共に支え合いながら自分らしく暮らせるまちをつくります。

- あらゆる差別や偏見がなく、全ての人の人権が尊重され、一人一人が持つ個性と能力を発揮して自分らしい人生を生きられるまちをつくります。
- 誰もが互いの個性・文化・習慣の違いを認め合い、共に支え合いながら暮らせる環境を整備することで、多文化共生を推進するとともに、多様性が輝くまちをつくります。
- 一人一人が思いやりの心を持って主体的に行動するとともに、誰もが自由に移動し、活動し、参画し、自己選択・自己決定することができる、ユニバーサルデザインに基づいたまちをつくります。
- 世界恒久平和や核兵器廃絶に向けた区民の意識が高く、平和を尊ぶまちをつくります。

(2) 自然にやさしく、美しい都市環境を創造するまち

葛飾の特性である河川や緑豊かな環境を活かしながら美しい都市環境を創造するとともに、地球温暖化やそれに伴う気候変動に対応し、環境負荷の少ない、自然にやさしいまちをつくりまします。

- 区内を流れる河川や公園などの貴重な自然環境を次世代へつなぐとともに、豊かな水と緑や生態系に親しみ、楽しめるまちをつくりまします。
- まちの美化活動に取り組むとともに、豊かな緑とたくさんの花で彩ることで、美しい都市環境が広がるまちをつくりまします。
- エネルギー利用の効率化やごみの減量・資源化を推進して脱炭素社会を実現し、人と地球環境にやさしい持続可能なまちをつくりまします。

(3) いつまでも快適に暮らし続けられるまち

地域の特性を踏まえながら、良好な市街地を形成しつつ利便性の高い交通環境を整備し、誰もがいつまでも快適に暮らせる持続可能なまちをつくりまします。

- 計画的な土地利用を図るとともに、地域の人々の発意による主体的な活動によって、個性豊かな活力あるまちをつくりまします。
- 区内外から多くの人々が集い、憩える、魅力的な広域拠点や、区民生活に根差した便利で憩える生活拠点を整備し、にぎわいある魅力的なまちをつくりまします。
- 良好な都市景観を形成しつつ、良質な住宅や住環境を整備し、多様な世代が快適に暮らせるまちをつくりまします。
- 身近な公園を整備・保全し、人々が気軽に集い、憩い、心を通わせながら、安全に活動できるまちをつくりまします。
- 道路の新設、拡幅、無電柱化等により安全で利便性の高い道路ネットワークを整備するとともに、道路と鉄道の連続立体交差化により踏切をなくし、渋滞のない快適な交通環境が実現されたまちをつくりまします。
- 新金貨物線の旅客化をはじめとする鉄道網の整備やバス交通の充実など移動しやすい環境整備を進め、誰もがいきいきと活動できる活力あるまちをつくりまします。

4 葛飾らしい文化や産業が輝く、笑顔とにぎわいあふれるまち

下町人情をはじめとする地域文化や、優れた技術を持つ多種多様な産業は、本区がこれまで培ってきた財産であり、大きな魅力です。

こうした本区の魅力をより一層、磨き上げ、輝かせながら、国内外に発信し、国際性豊かな活気あふれるまちを目指すとともに、誰もが物心共に豊かに生活を楽しめる、にぎわいあるまちを目指します。

(1) 葛飾の魅力があふれる、にぎわいあるまち

本区の豊かな人情に根差した地域力や優れた産業力などの魅力を磨き上げ、生活を豊かに楽しめる、にぎわいあるまちをつくります。

- あらゆる世代の区民が、それぞれの状況に応じて主体的に自治町会活動をはじめとする様々な地域活動に参加し、顔の見える関係をつくりながら地域の課題を解決していく、住みよいまちをつくります。
- 区内の優れた製品・技術を次世代へ継承しつつ、誰もが創業しやすい環境づくりや企業間の連携を図る体制を整備することで、国内外で活躍する優良企業が次々と生まれ、集まる、活力あるまちをつくります。
- 誰もが、それぞれの個性や能力を活かしながら、生涯にわたっていきいきと働き、活動できるまちをつくります。
- 多くの人でにぎわう便利で魅力的な商店や、身近に広がる都市農地に親しみながら、生活を豊かに楽しめるまちをつくります。
- 本区の有する豊かな観光資源を国内外に効果的に発信するとともに、新たな観光資源を創出することで、多くの人を訪れ、滞在し、地域産業全体がにぎわう観光のまちをつくります。
- 友好都市等と様々な分野で住民同士の交流を深めながら、国際性豊かな、世界に開かれたまちをつくります。

(2) 誰もが誇りを持ち、心豊かに暮らせるまち

葛飾らしさのある豊かな地域文化や、ふるさと葛飾を愛する心・誇りを育み、誰もが文化・芸術に触れつつ、心豊かに暮らせるまちをつくります。

- 文化財をはじめとする文化的資源を保護し、活用しながら、本区の魅力を発掘し、磨き上げることで、歴史や文化の理解を深めつつふるさと葛飾を愛する心や誇りを育み、心豊かに暮らせるまちをつくります。
- 区民が主体的・創造的に文化・芸術活動に親しめる環境を充実し、身近な地域で観る・聴く・参加できる文化・芸術活動が、人と人をつないでいく、葛飾らしい豊かな地域文化を育むまちをつくります。

5 先進技術を最大限に活用し、洗練された質の高い生活を送れるまち

I C T（情報通信技術）の進化により、全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない様々な価値を生み出せるようになると期待されています。

日進月歩で進化する先進技術をあらゆる産業や区民生活に取り入れながら、経済的発展と地域課題の解決を図り、誰もが洗練された質の高い生活を送れるまちを目指します。

- 誰もが先進技術の恩恵を享受できる環境を整備し、地域、年齢、性別、言語等による格差や差別がなく、自分らしく輝けるまちをつくります。
- 区内産業、地域社会、都市機能、行政サービスなどあらゆる分野で積極的に先進技術を活用することにより、誰もが安全・安心・快適に、豊かな区民生活を送れるまちをつくります。
- 先進技術を活用して、区内外の多様な主体との連携を図りつつ様々な知識や情報の共有を促進し、あらゆる人やモノとのつながりの中から新たな価値が創造される活力あるまちをつくります。
- 先進技術の発展に伴い発生する様々なリスクに対し、高いセキュリティ意識を持つとともに、適切に技術を活用できるよう対策や啓発を進めることで、誰もが情報や技術を正しく、安心して活用できるまちをつくります。

第5章 基本構想を実現するために

基本構想実現のためには、区は区民と協働しながら、地域の力を高め、持てる力を最大限に発揮していかなければなりません。

区は、基本構想の実現に向けて、以下の6つの項目に積極的に取り組みます。

1 協働の推進

基本構想を実現し、区民本位の区政とするためには、さらなる協働の推進が不可欠です。

区は、様々な機会を通じて積極的に情報の発信を行い、地域課題の共有や相互理解を図るとともに、地域のまちづくりを担う人材の育成や連携・協力の機会の創出を進め、様々な分野において協働の取組を一層推進します。

2 効果的・効率的な行財政運営の推進

基本構想を実現していくためには、人口減少や少子高齢化の進行、災害等の危機の発生などの社会経済状況の変化に柔軟に対応できるよう、計画的な行財政運営を進め、持続可能で強固な財政基盤を確立していくことが不可欠です。

区は、自主財源の確保に努めるとともに、区民の立場から行政サービスを不断に見直し、改善を図りながら、効果的・効率的な行財政運営を進めます。

3 執行体制の確立と職員の能力向上

基本構想を推進していくためには、行政需要に対応した執行体制の確立と職員の能力向上が不可欠です。

社会の変化に対応し、柔軟な意思決定ができる執行体制の確立に向け、不断の見直しを進めていくとともに、多様な価値観を理解し、地域が抱える課題を的確に把握し解決できる、信頼される職員の育成に取り組みます。

4 他自治体との連携

まちの更なるにぎわいの創出や、大規模化する災害などの課題に対応していくためには、地域の枠を超えた広域的な取組を一層進めていかなければなりません。

区は、地域を超えた様々な区民活動を側面から支援していくとともに、機会・契機を敏感に捉えながら他自治体との連携を一層深め、国や都との連携も図りながら、地域力の向上・地域課題解決に取り組みます。

5 自治権の拡充

平成 12 年に施行された改正地方自治法により、特別区は東京都の内部団体から脱却し「基礎的な地方公共団体」と位置付けられ、一般的に市が担うものとされている事務を担うことになりました。一方で、都は大都市行政の一体性と統一性の確保を名目に、未だ区が担うべき事務の一部を担っています。

今後、区民に最も身近な基礎的自治体として、主体的に事業を行えるよう、他区とも連携しながら自治権の拡充に努めます。

6 基本計画・実施計画の策定

基本構想に掲げた目標の実現に向けて、長期的展望に立った計画的な行政運営を推進するため、基本計画・実施計画を策定し、区民と区、国、関係する行政機関とが協働しながら葛飾区を築いていくための共有指針としていきます。

これらの計画に掲げる施策の進捗状況や達成状況を把握しつつ、評価、分析、見直しを行い、経営資源の最適化や施策の改善を進めます。